

給付付き税額控除を核とした
応急的な再分配制度改革の提案

**Proposal for Interim Measures to Reform the Income Redistribution System
Mainly Consisting of Refundable Tax Credits**

原 英史
株式会社政策工房

五島 知佳
株式会社政策工房

Working Paper Series Vol. 2026-09

2026年6月

このWorking Paperの内容は著者によるものであり、必ずしも当研究所の見解を反映したものではない。なお、一部といえども無断で再録されてはならない。引用する場合は、著者名・発行年・題目および発行元名を明示しなければならない。

公益財団法人アジア成長研究所

給付付き税額控除を核とした

応急的な再分配制度改革の提案¹

Proposal for Interim Measures to Reform the Income Redistribution System Mainly Consisting of Refundable Tax Credits

原英史（株式会社政策工房）

五島知佳（株式会社政策工房）

要旨

給付付き税額控除は、当面、確定申告と年末調整を活用する簡易版であれば、厳密な所得把握や情報連携などの体制整備などを要さず、迅速に実現できる。物価高で苦しむ人たちに的を絞った給付付き税額控除をできる限り早く導入すべきだ。

本稿では、まず、物価高が低所得層などに深刻な影響を与える要因として、日本の格差の状況を示す。端的に言えば、日本政府の再分配は十分機能していない。このため、低所得層は過大な負担等に苦しみ、現下の物価高でさらに深刻な影響を受けている。

次に、格差是正のため迅速に実行できる、いわば応急的な再分配制度改革のパッケージを提示する。給付付き税額控除とともに、社会保険料の軽減、所得税の累進性強化（所得控除の縮小）を併せて行うことが有効である。

さらに、制度改革パッケージの財政収支上の実現可能性、および実行した場合の格差是正効果を示す。

JEL codes: H23; H24; H53; H55; D31; I38

Keywords: 所得税、社会保険料、所得再分配、格差、給付付き税額控除

¹ 本稿は、これまでにワーキングペーパーとして発表した原・黒澤・五島（2025）および原・五島（2025）を基礎に、改めて検討を行ったものである。また、制度・規制改革学会有志（2025）を基礎としてさらなる改良を図っており、本年3月に制度・規制改革学会の研究発表会に提出した原・五島（2026）の一部改訂版にあたる。

原・黒澤・五島（2025）は元々、アジア成長研究所の八田教授の2024年の提言を基礎とし、作成に際し八田達夫教授から数多くのコメントをいただいた。また、一連の経過において、昭和女子大学の八代尚宏教授をはじめ、制度・規制改革学会のメンバーから貴重なコメントを賜り、学会での議論・提言を参考としている。これらの方々に深く感謝したい。

はじめに

高市早苗政権は、給付付き税額控除の実現を目指している。ただ、その実現には時間を要するため、当面物価高で苦しむ低中所得層の負担軽減のために食品消費税の減税を2年限定で行い、そのうえで給付付き税額控除に移行するとの方針だ。

しかし、給付付き税額控除は、当面、確定申告と年末調整を活用する簡易版であれば、厳密な所得把握や情報連携などの体制整備などを要さず、迅速に実現できる²。物価高で苦しむ人たちに的を絞った給付付き税額控除をできる限り早く導入すべきだ。

本稿では、まず、節Ⅰで、物価高が低所得層などに深刻な影響を与える要因として、日本の格差の状況を示す。端的に言えば、日本政府の再分配は十分機能していない。このため、低所得層は過大な負担等に苦しみ、現下の物価高でさらに深刻な影響を受けている。

次に、節Ⅱで、格差是正のため迅速に実行できる、いわば応急的な再分配制度改革のパッケージを提示する。給付付き税額控除とともに、社会保険料の軽減、所得税の累進性強化（所得控除の縮小）を併せて行うことが有効である。

さらに、節Ⅲで、制度改革パッケージの財政収支上の実現可能性、および実行した場合の格差是正効果を示す。

付論1および付論2では、それぞれ財政収支と格差是正効果の推計方法を示す。

² 制度・規制改革学会有志（2025）。

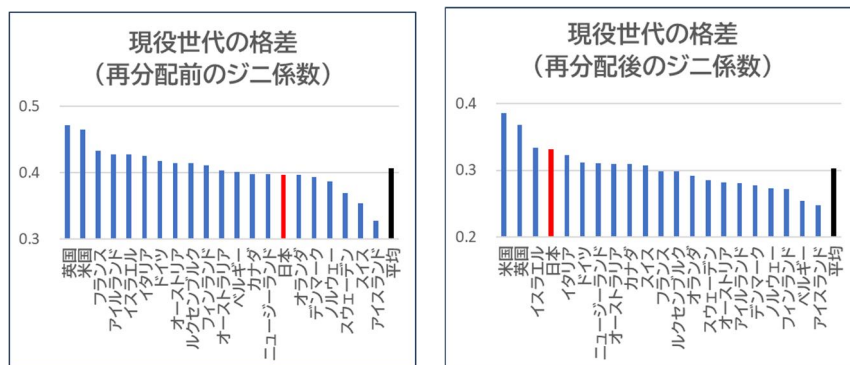
I 格差の状況

1、現役世代の格差

現役世代の格差に関しては、原（2026）などで示しているのので、要点を簡潔に示す。

- ◆現役世代のジニ係数を先進 21 개국³で比べると、日本は再分配前は比較的「格差の小さい国」だが、再分配後は「格差の大きい国」だ。

図 1

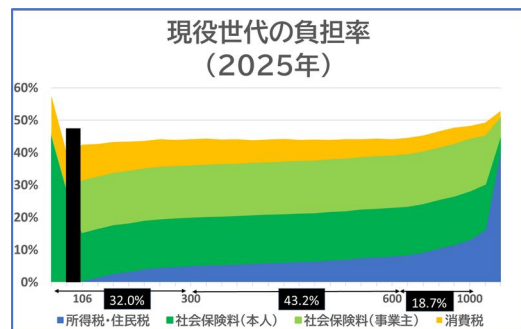


(出典) OECD データ (18-65 歳、2023 年または最新年)

※ジニ係数は格差の代表的指標の一つで、0 から 1 の数値をとり、数値が大きいほど格差が大きい。

- ◆これは、日本政府の再分配機能（特に負担による再分配）が劣ることが意味する⁴。図に示すとおり、累進構造が破損しているためだ⁵。すなわち、負担能力に応じて負担率が高まるのではなく、負担能力の乏しい人に過大な負担を課し、負担能力のある人に応分の負担を課さない構造になっている。

図 2



³ OECD 加盟国のうち、一人当たり GDP の高い（日本と同等以上の）21 개국。

⁴ 日本政府の再分配機能に課題があることは、八田（2025）、八代（2013）、岩田（2021）、田中（2023）、鈴木（2025）などでも指摘されてきた。特に負担による再分配機能が劣ることの分析は、原・黒澤・五島（2025）。

⁵ Saez and Zucman (2019) は、米国の負担構造につき、累進性が失われ「均等税」になっていると指摘するが、日本の負担構造は米国と比べても累進性が弱い。

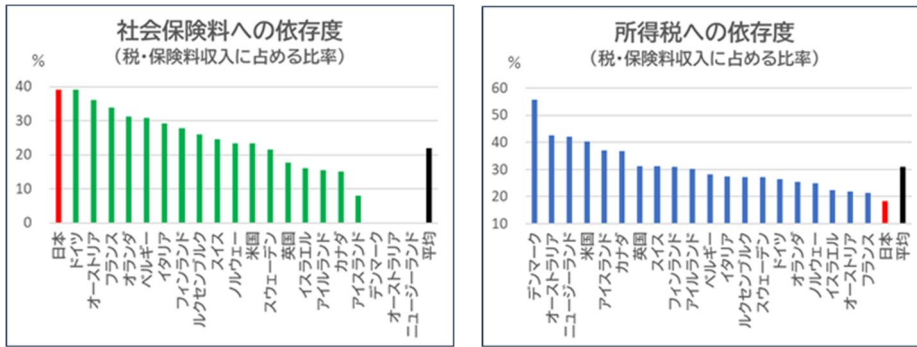
年収(万円)	200	500	800	1500
合計負担率	42%	44%	46%	49%

※給与所得者(扶養者なし)の税額等を算出。消費税は家計調査等から推計。横軸の幅は収入分布(国税庁「民間給与実態統計調査(2024年)」)に基づく。合計負担率は、所得税・住民税・消費税・社会保険料(本人・事業主負担)の総計。

◆要因は二つある。

- ・第一に、「(逆進的な)社会保険料が重く、(累進的な)所得税が軽い」ことである。

図3



(出典) OECD データ (2024年または最新年)

- ・第二に、「所得控除が大きすぎ(特に中所得層で膨らみ)、中所得層の所得税負担が極端に軽い」ことである。

図4

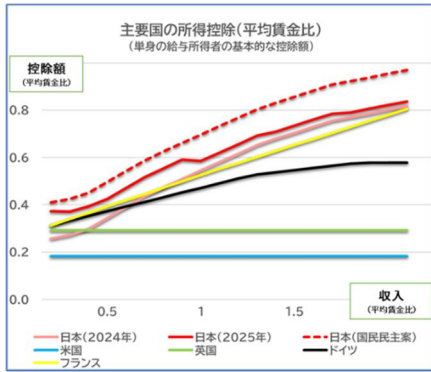
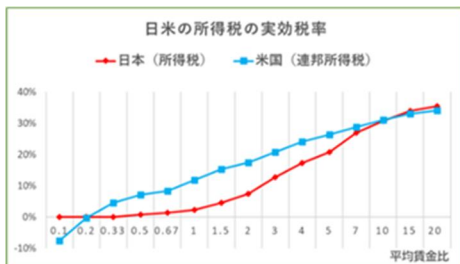


図6



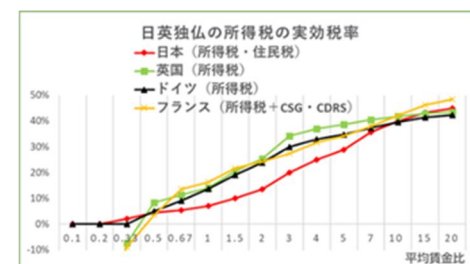
(出典) 原・黒澤・五島 (2025)

図5

<日米の平均水準の給与所得者の所得税>

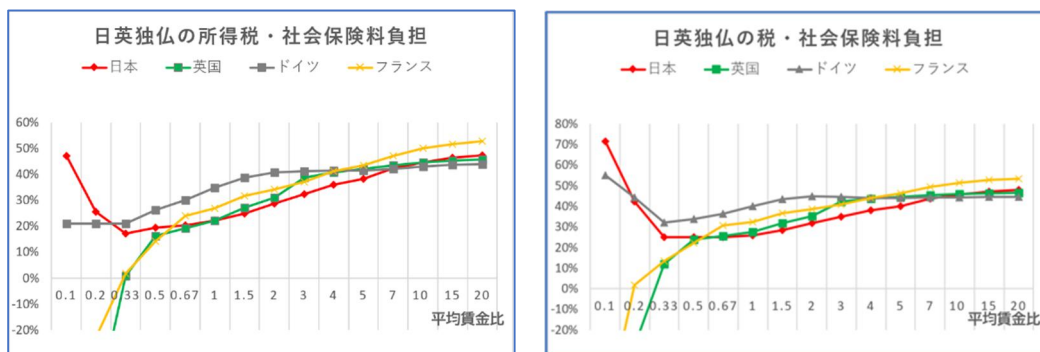
	米国 (2024年)	日本 (2024年)	日本 (2025年)	日本 (2026年)	
給与収入	82,933ドル	500万円	510万円	520万円	
所得控除	基礎控除	0ドル	48万円	68万円	
	給与所得控除	14,600ドル (標準控除)	144万円	146万円	148万円
	社会保険料控除	なし	75万円	77万円	78万円
合計(収入比)	14,600ドル (18%)	267万円 (53%)	291万円 (57%)	330万円 (63%)	
課税所得(収入比)	68,333ドル (82%)	233万円 (47%)	219万円 (43%)	190万円 (37%)	
限界税率	22% (第三段階)	10% (第二段階)	10% (第二段階)	5% (第一段階)	
税額	10,086ドル	13.6万円	12.2万円	9.5万円	
実効税率	12.2%	2.7%	2.4%	1.8%	

※扶養控除などは適用せず。基本的な所得控除のみで推計。米国の「標準控除」は、各種控除の合計を医療費なども含む、実働控除の代わりにより選択できる税額控除の日額のみだが、ここでは「標準控除」を選択したものと推計(米国は、81%は実働控除を選択する納税者が相当比率を占めるが、2018年からのトランプ政権で「標準控除」の大幅な引き上げがなされて以降は、約半数の納税者が「標準控除」を選択している)。
※平均年収は OECD データ (2024年) に基づく。日本の2025年・2026年は2%ずつ上昇と仮定。



- ・なお、日本の中所得層の負担が軽いのは、所得税だけで比較した場合に限らないことにも留意を要する。日本は所得税が軽い代わりに社会保険料が重い、「所得税・社会保険料負担率」で比較しても、さらに消費税を加えた「税・社会保険料負担率」で比較しても、やはり日本の中所得層の負担は軽い。これは、日本の中所得層の所得税負担が極端に軽いためである。

図7



<所得税・社会保険料負担>

平均賃金比	0.1	0.33	0.67	1	2	3	7	10	20
日本	47%	17%	20%	22%	29%	32%	42%	45%	47%
英国	-110%	1%	19%	22%	31%	39%	43%	44%	46%
ドイツ	21%	21%	30%	35%	41%	41%	42%	43%	44%
フランス	-99%	2%	24%	27%	34%	37%	47%	50%	53%

<税（所得税・消費税）・社会保険料負担>

平均賃金比	0.1	0.33	0.67	1	2	3	7	10	20
日本	72%	25%	25%	26%	32%	35%	44%	46%	48%
英国	-75%	12%	26%	27%	35%	42%	46%	46%	46%
ドイツ	55%	32%	36%	40%	45%	45%	44%	44%	45%
フランス	-63%	13%	31%	32%	39%	41%	49%	52%	53%

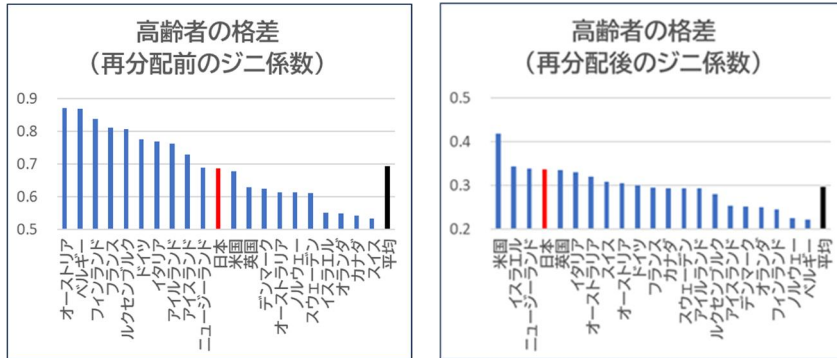
(出所) 原・黒澤・五島 (2025) における所得税・社会保険料 (本人負担分) の推計に加え、消費税は次の方法で推計して合算。

- ・日本の消費税： 「家計調査」(2025年)の年間収入階級別データ(単身勤労者世帯)に基づき、食品は8%、住居費は0%、その他の消費は10%として推計。
- ・他国の消費税： OECD(2026b)に基づき、消費税収の対GDP比の水準を求め(日本を1として、英国1.40、ドイツ1.38、フランス1.48)、これを各収入水準における日本の消費税負担率に乗じて推計。消費性向の違い、軽減税率の対象の違いなどは考慮していない。
- ・米国は、公的な社会保険は年金保険料だけであるため、比較対象としていない。
- ・赤字は、日本が最も低いことを示す。

2、高齢者の格差

- ◆高齢者に関しても、現役世代と同様、他国と比し再分配機能が弱く、再分配後は「格差の大きい国」になる。

図 8

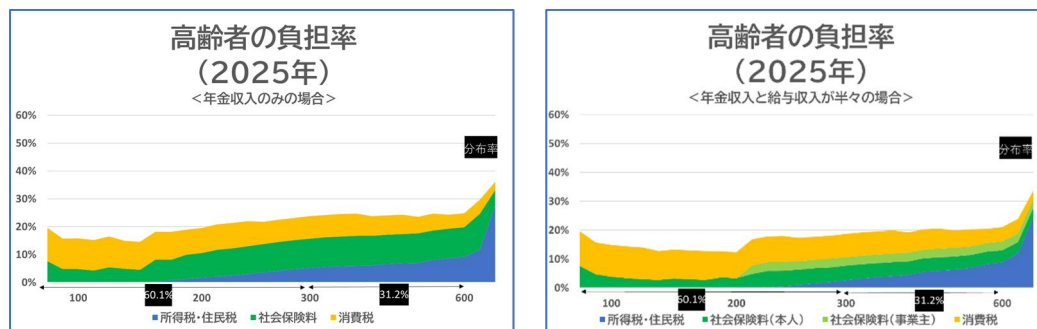


(出典) OECD データ (65 歳超、2023 年または最新年)

- ◆要因は、

- ・第一に、給付面において、年金の最低保障機能が弱いこと（現役時代に収入が低く保険料を十分払えなかった者が低年金・無年金に陥る）、
- ・第二に、負担面において、現役世代と同様、所得税の累進性が弱く、社会保険料負担が重くのしかかることである。

図 9



※扶養者のない高齢者（「年金収入のみ」及び「年金収入と給与収入が半々」）の税額等を算出。消費税は家計調査等から推計。横軸の幅は収入分布（「国民生活基礎調査（2024 年）」）に基づく。合計負担率は、所得税・住民税・消費税・社会保険料（本人・事業主負担）の総計。

II 応急的な再分配制度改革の提案

節 I で示したとおり、日本の格差の大きな要因は、政府の再分配機能の弱さである。よって、再分配制度を改めることによって、直ちに格差を是正できる。物価高で特に苦しむ人た

ちを救うため、迅速に再分配制度改革を実行すべきだ。

1、現役世代向けの再分配制度改革

現役世代に関して、低所得層の重い負担を軽減することが最優先課題だ。給付付き税額控除（低所得層には負の所得税を課す）は喫緊の課題であり、制度・規制改革学会有志（2025）で示すとおり、当面、確定申告・年末調整を利用した簡易版を早急に導入すべきだ。

同時に、給付付き税額控除と併せて、

- ・税額控除の導入の代わりに、大きすぎる所得控除（基礎控除、給与所得控除など）を廃止・縮小すべきだ⁶。
- ・さらに、所得控除の廃止・縮小を財源として、社会保険料を大幅に軽減すべきだ。

これらはいずれも、制度の抜本見直し（例えば、保険料制度の収入比例への一本化など）を伴って時間のかかる改革ではなく、迅速に実行可能な改革だ。

<具体的な設計案>

表では、具体的な設計案を示す。

表 1

給付付き税額控除の導入	・ 年収 200 万円まで定額 20 万円 ・ 年収 200 万円超で逡減し、年収 300 万円で消失
所得控除の廃止・縮小	・ 基礎控除の廃止 ・ 給与所得控除の縮小（一律 65 万円に） ・ 所得税・住民税の課税最低限は年収 200 万円に（年収 300 万円で消失する税額控除化） ⁷
社会保険料の軽減	・ 本人負担分・事業主負担分いずれも、4 分の 1 軽減

⁶ 森信（2008）によれば、先進国における税制改正の潮流は、80 年代以降、「所得控除から税額控除へ」の転換だった。

⁷ 単に「基礎控除の廃止」と「給与所得控除の縮小」を行った場合、低所得層の課税所得が増大し、例えば年収 200 万円では、（給付付き税額控除の適用前の）本来負担分の所得税 6 万円・住民税 12 万円となり、給付付き税額控除の恩恵（給付 20 万円）がほぼ相殺されてしまう。そこで、給付付き税控除とは別に、

- ・ 年収 200 万円までは、本来負担分の所得税・住民税を全額税額控除、（年収 200 万円では所得税 6 万円・住民税 12 万円の税額控除）
- ・ 年収 200 万円超で税額控除額が逡減し、年収 300 万円で消失、とする。

<制度・規制改革学会有志提案との差異>

上記設計案は、制度・規制改革学会有志提案（制度・規制改革学会有志（2025））をベースとするが、差異は以下の点である。

- ・給付付き税額控除につき、制度・規制改革学会有志(2025)は、年収 200 万円までにつき「定額 20 万円」と「年収×10%」の 2 案を示しているが、ここでは、前者を採用している。これは、当面、定額の国民年金保険を維持せざるを得ない（これを収入比例に一本化することは迅速には実現しがたい）ことを考慮し、低所得層の社会保険料負担を実効的に軽減するためである。
- ・所得控除につき、制度・規制改革学会有志（2025）は「基礎控除の廃止」のみを掲げているが、「給与所得控除の縮小」などを加えている。さらに、これらを財源として、「社会保険料の軽減」を加えている。

2、高齢者向けの再分配制度改革

高齢者に関しては、本来は、最低保障年金の導入が課題だ。しかし、これには時間を要する。当面、迅速に実行できる改革として、負担面に絞って、社会保険料の軽減と所得控除の廃止・縮小を行うことが考えられる。

ここでも、制度・規制改革学会有志（2025）の提案（公的年金等控除を廃止し、一人 7 万円の給付付き社会保険料軽減）をベースとして、設計案を示す。

<具体的な設計案>

表 2

給付付き社会保険料軽減	・ 本人負担分を一人 10 万円軽減（負担額が 10 万円に満たない者は差額給付） ⁸
所得控除の廃止・縮小	・ 基礎控除の廃止 ・ 公的年金等控除の廃止 ・ 所得税・住民税の課税最低限は年収 200 万円に（年収 300 万円で消失する税額控除化） ⁹

⁸ 現役世代の社会保険料軽減（本人負担・事業主負担ともに 4 分の 1 軽減）は、現役世代のみに適用され、高齢者は対象外とする。

⁹ 現役世代の場合と同様、「課税最低限を 200 万円（税額控除化）」とする。高齢者の場合も、単に「基礎控除と公的年金等控除を廃止」とした場合、現役時代は専業主婦で基礎年金のみを受給する者などまで所得税・住民税の課税対象者になってしまうため、この措置が必要である。

<制度・規制改革学会有志提案との差異>

制度・規制改革学会有志提案（制度・規制改革学会有志（2025））をベースとするが、差異は以下の点である。

- ・「公的年金等控除の廃止」のほか、「基礎控除の廃止」を追加している。
- ・これを財源として、社会保険料の軽減額は、7万円から10万円にしている。

III 財政収支と格差是正効果の推計

1、財政収支上の実現可能性

節IIの制度改革パッケージにつき、付論1の方法で推計すると、2025年財政との比較で表のようになる。なお、消費税と年金給付は制度改革の対象外なので、所得税収・住民税収・社会保険料収入に絞っている。

- ・現役世代向けの制度改革は、給付付き税額控除で約3兆円、社会保険料軽減で約18兆円を要するが、所得控除の廃止・縮小によって相当程度カバーでき、約6兆円の歳出削減を行えば収支中立に実現可能¹⁰、

- ・高齢者向けの社会保険料軽減で約3兆円を要するが、所得控除の廃止・縮小によってカバーでき、収支中立に実現可能、

となる。よって、実現可能性は十分あると考えられる。

表3 <現役世代向けの制度改革>

	2025年	改革後	変化
所得税収	11.9兆	19.4兆	+7.4兆
うち給付付き税額控除		(-2.6兆)	(-2.6兆)
住民税収	10.9兆	15.4兆	+4.5兆
社会保険料収入	75.7兆	57.4兆	-18.3兆
合計			-6.4兆

<高齢者向けの制度改革>

	2025年	改革後	変化
所得税収	1.4兆	3.4兆	+2.0兆
住民税収	1.6兆	2.7兆	+1.2兆
社会保険料収入	4.6兆	1.5兆	-3.2兆
合計			±0

※ 「所得税収」は勤労所得に対する税収のみ、「住民税収」は個人（均等割・所得割）のみ。

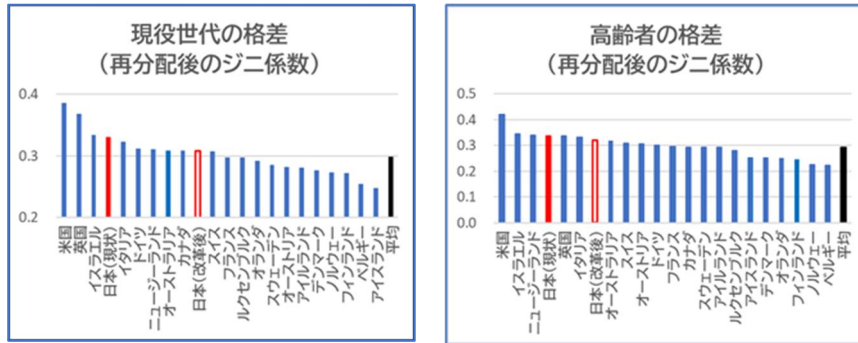
¹⁰ 連立与党の一角である日本維新の会は、「最低4兆円以上」の医療費削減を唱えている。これ以外の歳出削減も合わせれば、6兆円は非現実的な規模ではないと考えられる。

2、格差是正効果の推計

節IIの制度改革パッケージを行った場合、付論2の方法で推計すると、ジニ係数は次のように改善する。応急的な制度改革ながら、相当程度の有効性があると考えられる。

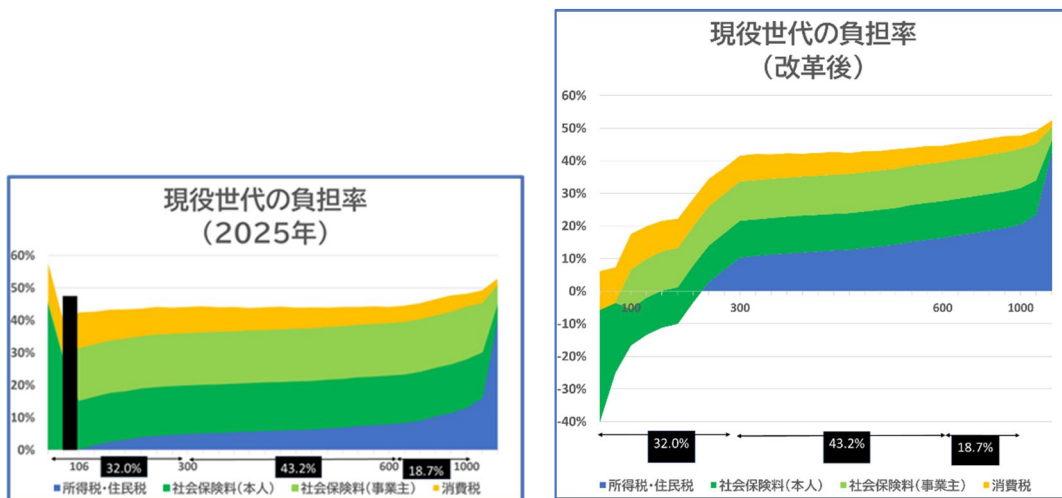
- ◆現役世代の再分配後のジニ係数は、現状で0.331から改革後は0.308に改善する。
- ◆高齢者の再分配後のジニ係数は、現状で0.337から改革後は0.320に改善する。

図10



- ◆現役世代につき、負担率（消費税、社会保険料の事業主負担分も含む）を図で表すと次のようになり、
 - ・低所得層の負担は顕著に軽減し（負の所得税により社会保険料の本人負担相当分がカバーされる）、
 - ・累進性が高まる。
 - ・なお、中所得層を中心に所得税は増税になるが、社会保険料は軽減するため、合計負担率は平均年収以上の所得層でも概ね同程度にとどまる。

図11



年収 (万円)	200	500	800	1500
合計負担率 (2025年)	42.4%	43.8%	46.4%	49.4%
合計負担率 (改革後)	21.3%	43.1%	46.5%	49.6%

付論1 財政収支の変化の簡易な推計方法

付論1では、個人の勤労所得・年金所得に関する税・社会保険料および年金給付につき、制度改正を行った際にどの程度の財政収支の変化が見込まれるか、簡易に推計する方法を示す。さまざまな制度改正につき、財政的に実現可能かどうかの見通しを持てるようにすることを目的とする。

1、推計方法の概略

推計方法の概略は次のとおりである。

1) 現役世代の年収に係る仮定（「財政推計モデル（現役世代）」）

- ・現役世代 7,197 万人¹のうち、就業者 5,851 万人²はすべて給与所得者であり、その年収は国税庁「民間給与実態統計調査（2024年）」における分布に従うとする。
- ・現役世代 7,197 万人のうち、非就業者 1,346 万人は、税・保険料負担をしていないとする。
- ・現役世代はいずれの者も、所得税・住民税で扶養控除等の適用は受けず（基礎控除・給与所得控除・社会保険料控除のみ適用）、社会保障給付は受けていないとする。

2) 高齢者の年収に係る仮定（「財政推計モデル（高齢者）」）

- ・高齢者世帯（1,721 万世帯³）のうち、半分は「公的年金収入のみ」（タイプ1）、半分は「公的年金収入と給与収入が半々」（タイプ2）とする。
- ・高齢者 3,476 万人⁴のうち、高齢者世帯の世帯主（タイプ1・2でそれぞれ 860.5 万人）の年収は、いずれも厚生労働省「国民生活基礎調査（2024年）」における世帯年収の分布に従うとする。
- ・高齢者 3,476 万人のうち、高齢者世帯の世帯主以外の者 1,755 万人は、収入は基礎年金のみとする。
- ・高齢者はいずれの者も、所得税・住民税で扶養控除等の適用は受けていない（基礎控除・公的年金等控除・給与所得控除・社会保険料控除のみ適用）とする。

¹ 総務省「人口推計（2024年10月1日現在）」、18～65歳。

² 総務省「労働力調査（2024年平均）」、15～64歳。うち、雇用者 5,452 万人、自営業主・家族労働者 362 万人。なお、現役世代の人口と年齢がずれている（15～17歳が含まれ、65歳が含まれない）が、ここでは、18～65歳の就業者は概ね同水準であろうと推定する。

³ 厚生労働省「国民生活基礎調査（2024年）」。うち、高齢者単身世帯 903 万世帯、高齢者夫婦のみの世帯 750 万世帯など。

⁴ 総務省「人口推計（2024年10月1日現在）」、65歳超。

3) 上記仮定に基づく税・社会保険料・年金給付の概算

・上記1) および2) の仮定に基づき、税・社会保険料・年金給付の額を概算する。

4) 実績値との比較に基づく補正

- ・上記3) で2024年制度を適用して税・社会保険料・年金給付の額を概算し、概算結果と実績値の比較に基づき補正係数を設定する。
- ・各種制度改正に伴う財政収支の推計では、上記3) で改正後の制度を適用して概算を行ったうえで、補正係数による補正を行う。

2、現役世代の年収に係る仮定（「財政推計モデル（現役世代）」）

1) 仮定の詳細

現役世代7,197万人につき、次のように仮定する。

- ◆**仮定1**： 就業者5,851万人はすべて給与所得者であり、その年収は国税庁「民間給与実態統計調査（令和6年）」における分布率に従い、表の14階層に分かれるとする。
その際、
 - ・階層14の最大値は、構成比がほぼゼロに近づいていることから、3000万円とする。
 - ・各階層においては、最小値と最大値の間で均等に分布（階層1では0～100万円、階層2では100～200万円、階層3では200～300万円・・・、階層14では2500～3000万円の間で均等に分布）するとする。
- ◆**仮定2**： 非就業者1,346万人は、税・保険料負担をしていないとする。
- ◆**仮定3**： 現役世代はいずれの者も、所得税・住民税で扶養控除等の適用は受けず（基礎控除・給与所得控除・社会保険料控除のみ適用）、社会保障給付は受けていないとする。

表

	給与収入	構成比	累積比率
階層1	0-100	7.7%	7.7%
階層2	100-200	11.1%	18.8%
階層3	200-300	13.2%	32.0%
階層4	300-400	16.1%	48.1%
階層5	400-500	15.3%	63.4%
階層6	500-600	11.8%	75.2%
階層7	600-700	7.6%	82.8%
階層8	700-800	5.3%	88.1%
階層9	800-900	3.4%	91.5%
階層10	900-1000	2.4%	93.9%

階層 11	1000-1500	4.5%	98.4%
階層 12	1500-2000	1.1%	99.5%
階層 13	2000-2500	0.3%	99.8%
階層 14	2500-	0.3%	100.0%

2) 仮定の考え方・留意点

- ・仮定1： 「すべて給与所得者」との仮定に関して、現実の就業者には、自営業者等も含まれる。しかし、その数は限られ(5,851万人のうち、自営業主・家族労働者は362万人)、また、自営業者等も想定すると税額計算等が複雑になることから、ここでは、「すべて給与所得者」と仮定して簡易な推計を行う。
- ・仮定2： 非就業者のうち失業者は、消費税・社会保険料などを負担しているが、やはり数が限られるため(総務省「労働力調査」によれば、失業率は2024年平均で2.5%)、考慮しない。また、扶養されている非就業者の消費税負担などは、世帯主の負担でカバーされているものとする。
- ・仮定3： 「所得税・住民税で扶養控除等の適用は受けず(基礎控除・給与所得控除・社会保険料控除のみ適用)、社会保障給付は受けていない」とするのは、本稿では、現役世代に関して専ら基礎控除・給与所得控除・社会保険料の制度改革を検討しており、扶養控除や失業給付・生活保護給付等は検討対象外のためである。
これらの点は、今後、自営業者の税制、扶養控除、失業給付・生活保護給付などに係る制度改革を検討する際は、仮定を改良する必要がある。

3、高齢者の年収に係る仮定(「財政推計モデル(高齢者)」)

1) 仮定の詳細

高齢者の年収に係る推計は、現役世代より難しい。収入構成(年金収入と給与収入の比率など)の多様性が高く、現役世代のように特定の所得種別だけで代表させて推計できないためである。

ここでは、簡易な推計を行うため、高齢者世帯1,721万世帯、高齢者3,476万人につき、次のような仮定をおく。

- ◆仮定1： 高齢者世帯1,721万世帯のうち、半分は「公的年金収入のみ」(タイプ1)、半分は「公的年金収入と給与収入が半々」(タイプ2)とする。
- ◆仮定2： 高齢者3,476万人のうち、高齢者世帯の世帯主(タイプ1・2それぞれ860.5万人)の年収は、タイプ1・2いずれも、厚生労働省「国民生活基礎調査(2024年)」における世帯年収の分布に従い、表(左側の網掛け欄)の25階層に分かれるとする。

その際、

- ・階層25の最大値は、構成比が逡減してほぼゼロに近づいていることから、2500万円とする。
- ・タイプ1・2いずれも、それぞれの収入階層の最小値と最大値の間で均等に分布(階層

1では0～50万円、階層2では50～100万円の間で均等に分布)するものとする。

- ◆仮定3： 高齢者3,476万人のうち、高齢者世帯の世帯主以外の者1,755万人はすべて、収入は基礎年金のみで、表の階層2に属するものとする。
- ◆仮定4： 高齢者はいずれの者も、所得税・住民税で扶養控除等の適用は受けていない(基礎控除・公的年金等控除・給与所得控除・社会保険料控除のみ適用)とする。

なお、仮定に基づく高齢者の年収分布を整理すると、表の右側網掛け欄のようになる。

表

	収入	世帯年収の 構成率(%)	⇒階層2に 1,755万人 付加	タイプ1 「公的年金収 入のみ」	タイプ2 「公的年金収 入と給与収入 が半々」
				2615.5万人	860.5万人
階層1	50万円未満	1.1	1.1	0.4	1.1
階層2	50～100	10.4	10.4+204	70.4	10.4
階層3	100～150	12.9	12.9	4.1	12.9
階層4	150～200	12.6	12.6	4.5	12.6
階層5	200～250	11.9	11.9	3.9	11.9
階層6	250～300	11.2	11.2	3.4	11.2
階層7	300～350	9.9	9.9	3.8	9.9
階層8	350～400	7.3	7.3	2.0	7.3
階層9	400～450	4.5	4.5	1.8	4.5
階層10	450～500	3.5	3.5	1.4	3.5
階層11	500～550	3.6	3.6	1.0	3.6
階層12	550～600	2.4	2.4	0.6	2.4
階層13	600～650	2.4	2.4	0.5	2.4
階層14	650～700	1.0	1.0	0.3	1.0
階層15	700～750	0.7	0.7	0.2	0.7
階層16	750～800	0.9	0.9	0.3	0.9
階層17	800～850	0.4	0.4	0.2	0.4
階層18	850～900	0.5	0.5	0.2	0.5
階層19	900～950	0.3	0.3	0.2	0.3
階層20	950～1000	0.2	0.2	0.2	0.2
階層21	1000～1100	0.7	0.7	0.1	0.7
階層22	1100～1200	0.3	0.3	0.1	0.3
階層23	1200～1500	0.5	0.5	0.1	0.5
階層24	1500～2000	0.4	0.4	0.1	0.4

階層 25	2000 万円以上	0.4	0.4	0.1	0.4
		合計	304.0	100.0	100.0

2) 仮定の考え方・留意点

<仮定 1>

・高齢者世帯の収入態様は、表のとおり、年金収入のみの世帯から、給与収入が大半を占める世帯までさまざまである。本来、こうした多様な実態を反映することが望ましいが、ここでは、簡易な推計のため、

- ①高齢者世帯の 4 割程度が「年金収入のみ」であること（「ほぼ年金収入のみ」まで含めて概ね半分と捉えられること）、
 - ②高齢者世帯平均で稼働所得（その大半は給与所得）の総所得に占める比率が概ね 4 分の 1 であること、
- に基づき、「タイプ 1：公的年金収入のみ」と「タイプ 2：公的年金収入と給与収入が半々」が半々と仮定する。

表 高齢者の収入の態様（国民生活基礎調査より）⁵

・公的年金が総所得に占める比率の分布

公的年金の比率	20%未満	20-40%	40-60%	60-80%	80-100%	100%
分布率	4.0%	9.3%	13.2%	13.9%	17.9%	41.7%

・高齢者世帯の世帯当たり平均所得金額の構成割合（主な構成要素のみ抜粋）

総所得	100%
稼働所得	23.0%
（うち雇用者所得）	(19.2%)
財産所得	6.5%
公的年金・恩給	63.6%
企業年金・個人年金等	4.7%

<仮定 2>

- ・高齢者世帯の世帯主の年収は、「高齢者世帯の年収分布」に従うと仮定する。本来は、高齢者夫婦世帯の場合、世帯年収から（世帯主が夫として）妻の収入を差し引く必要があるが、ここでは、簡易な推計のため複雑な処理を避け、世帯年収どおりと扱う。
- ・「公的年金収入のみ」（タイプ 1）と「公的年金収入と給与収入が半々」（タイプ 2）は、収入水準が同一とは限らないが、一概にどちらかが高いとも考えられない（高齢になっても高い給与を得るタイプ 2 の豊かな高齢者がいる一方、年金収入が十分ではないため高

⁵ 詳細統計表の「所得」表 14、表 15。 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa23/index.html>

齢になっても働き続けるタイプ2の高齢者もいる)ため、ここでは、タイプ1・タイプ2のいずれも高齢者世帯の年収分布に従うと仮定する。

<仮定3>

- ・高齢者世帯の世帯主以外の者1,755万人は、現役期には第三号被保険者だった者など、基礎年金のみを受給しているケースが多いと推測される。そこで、ここでは、1,755万人はすべて「年金収入のみで、基礎年金のみを受給する」と仮定する。

<仮定4>

- ・「所得税・住民税で扶養控除等の適用は受けていない(基礎控除・給与所得控除・社会保険料控除のみ適用)」とするのは、現役世代の場合と同様、本稿では、扶養控除等は検討対象外のためである。

以上のとおり、簡易な推計を目的として、単純化を優先した仮定をおいているため、仮定の妥当性に関して、

- ・次項で、高齢者の人数構成が現実から大きく乖離していないか、
- ・さらに5で、現役世代も合わせた財政収支が実際の財政の実績値から大きく乖離していないか、

を検証する。結論として、あとで示すとおり、単純な仮定ながら十分妥当性があると考えられる。

3) 仮定の妥当性の検証(高齢者の人数構成の比較)

ここでは、前項の仮定が妥当かどうか、高齢者の人数構成に係る現実のデータと比較して検証しておく。

①現実の住民税課税対象者数との比較

まず、住民税課税対象者数につき、現実のデータと仮定に基づく推計結果を比較してみる。

- ・総務省「令和6年度市町村税課税状況等の調」によれば、65歳以上の年金受給者のうち、住民税の納税義務者は1,031万人(高齢者のうち3割程度)である。
- ・一方、仮定(「財政推計モデル(高齢者)」)に基づき、2024年の住民税課税対象者数を推計してみると⁶、次表のとおり1,165万人となり、極端に大きな乖離はない。

⁶ タイプ1・タイプ2の住民税の課税最低限は、2024年制度では、それぞれ155万円(基礎控除45万円+公的年金等控除110万円)、210万円(基礎控除45万円+公的年金等控除110万円+給与所得控除55万円)である(扶養控除等は考慮していない)。ここから、例えばタイプ1の住民税非課税者数は、次のように算出する。[収入155万円までの分布率75.4% = 0.4 + 70.4 + 4.1 + 4.5 × (155 - 150) / (200 - 150)] × 2,615.5万人 = 1,972万人。

表

	タイプ1	タイプ2	合計
課税最低限	155 万円	210 万円	
住民税非課税	1,972 万人	339 万人	2,311 万人
住民税課税対象	643 万人	522 万人	1,165 万人
計	2,615.5 万人	860.5 万人	3,476 万人

②現実の勤労者数との比較

次に、高齢者の勤労者数を比較してみる。

- ・総務省「労働力調査（2024年平均）」によれば、労働力人口のうち、65～69歳の者394万人、70歳以上の者537万人である。ここから、65歳超で852万人程度と推計できる。
- ・一方、仮定（「財政推計モデル（高齢者）」）においては、高齢者のうち勤労者（タイプ2）は860.5万人としており、ここでも概ね合致する。

以上より、「財政推計モデル（高齢者）」は、いくつかの単純化の仮定をおいているものの、少なくとも上記の人数構成を見比べる限り、現実と大きく乖離していない。

4、仮定に基づく税・社会保険料・年金給付の概算

上記の仮定に基づき、税・社会保険料・年金給付の額を概算する。

ここで、

- ・税は、勤労所得・年金所得⁷に係る所得税、勤労所得・年金所得に係る住民税、消費税⁸、
- ・社会保険料は、本人負担、事業主負担の双方、
- ・社会保障給付は、年金給付のみ、

とする。

概算方法は次のとおりである。例えば現役世代の階層3を例にとると、2024年制度では、階層の最小値と最大値で、表のと通りの負担がある。

⁷ 金融所得に係る所得税などはここでは対象としていない。これらを含む制度改正を検討する際は、仮定を改良して推計する必要がある。

⁸ 消費税は、収入に応じた負担額を国民生活基礎調査等に基づき推計する（詳細は原・黒澤・五島（2025）の付論1参照）。なお、世帯収入に応じた負担率を個人単位にあてはめているため、厳密性は欠き、あくまで簡易な推計である。

表

(単位：万円)	階層 3 最小値	階層 3 最大値
当初所得	200	300
a: 所得税	3	5
b: 住民税	6	12
c: 消費税	16	21
d: 社会保険料（本人）	30	45
e: 社会保険料（事業主）	32	48

ここで、各費目の負担額は階層内で均一に分布すると仮定すれば、階層内の税・保険料負担の総額（国からみれば税・保険料収入）は次のように概算できる。

$$a: \text{所得税} \quad (3+5) \times [\text{階層 3 に属する現役世代の人数}] \div 2$$

$$b: \text{住民税} \quad (6+12) \times [\text{階層 3 に属する現役世代の人数}] \div 2$$

$$c: \text{消費税} \quad (16+21) \times [\text{階層 3 に属する現役世代の人数}] \div 2$$

$$d \cdot e: \text{社会保険料} \quad [(30+45)+(32+48)] \times [\text{階層 3 に属する現役世代の人数}] \div 2$$

高齢者の場合、さらに年金給付が加わる。例えばタイプ 1 の階層 5 を例にとると、階層の最小値と最大値で、次表のようになる。

表

(単位：万円)	階層 5 最小値	階層 5 最大値
当初所得	0	0
総所得	200	250
a: 所得税	1	3
b: 住民税	3	8
c: 消費税	16	19
d: 社会保険料（本人）	18	25
e: 社会保険料（事業主）	0	0
f: 年金給付	200	250

「当初所得」は年金収入以外の収入（仮定のもとでは給与収入）、「総所得」（「国民生活基礎調査」における収入）は「当初所得+社会保障給付（年金収入）」だから、年金給付は表の f 欄のとおりとなり、階層内の年金給付の総額（国からみれば年金支出）は次のように概算できる。

$$f: \text{年金} \quad (200+250) \times [\text{階層 5 に属する高齢者の人数}] \div 2$$

以上のように、各階層ごとに概算して合算することで、現役世代・高齢者の税・保険料・年金給付の総額を算出できる。

5、実績値との比較に基づく補正

仮定に基づき 2024 年制度を適用して税・社会保険料収入および年金支出を概算すると、表のようになる。一方、現実の財政の実績値は、表の網掛け欄のとおりである。

- ・概算結果と実績値を見比べると、極端に大きな乖離はない。よって、このモデルに基づく推計は相当程度有効と考えられる。
- ・一方、費目により大きめに算出されるものと小さめに算出されるものがある⁹。そこで、実績値との比較に基づく補正係数を設定する（表の右欄）。
- ・各種制度改正に伴う財政収支の推計に際しては、改正後の制度を適用して各費目の概算を行ったうえ、費目ごとの概算結果に補正係数を乗じて補正することとする。

表 仮定に基づく概算結果と実績値の比較

(億円)	仮定に基づく概算結果			現実の財政 (実績値)	補正係数
	現役世代	高齢者	合計		
所得税収（勤労）	149,158	18,281	167,439	14.5兆 ¹⁰	0.87
住民税収（個人）	144,968	20,553	165,521	12.5兆 ¹¹	0.76
消費税収	146,441	49,388	195,828	23.8兆 ¹²	1.22
社会保険料収入	833,280	50,735	884,015	80.3兆 ¹³	0.91
年金支出	-	528,784	528,784	61.7兆 ¹⁴	1.17

※「所得税収」は勤労所得に対する税収のみ、「住民税収」は個人（均等割・所得割）のみを推計。

⁹ 例えば、所得税・住民税については、扶養控除等を適用していないため、比較的高めに算出されていると考えられる。

¹⁰ 財務省「令和6年度租税及び印紙収入予算の説明」に基づき、所得税収202,100億円から、利子所得に対する源泉所得税4,740億円、配当所得等に対する源泉所得税51,910億円を差し引き、145,450億円。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/budget_explanation/008aR6a.pdf

¹¹ 総務省「令和6年度地方税に関する参考係数資料」に基づき、都道府県・市町村の個人均等割・所得割を合計。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran06_r06.htm

¹² 財務省「令和6年度租税及び印紙収入予算の説明」より。

¹³ 厚生労働省「社会保障の給付と負担の現状（2024年度予算ベース）」より。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12600000/001416067.pdf>

¹⁴ 同上

付論2 ジニ係数の簡易な推計方法

付論2では、格差の代表的指標であるジニ係数（現役世代・高齢者それぞれ）につき、簡易に推計する手法を示す¹。

具体的には、OECDのIncome Distribution Database上のジニ係数（現役世代・高齢者の再分配後のジニ係数）の変化を推計し、先進諸国と比して改善度合いの見通しを持てるようにすることを目的とする²。

1、現役世代のジニ係数

1) 推計方法の概略（「格差推計モデル（現役世代）」）

ジニ係数は、OECDのデータをはじめ一般に、等価所得（世帯単位で把握した所得を世帯人数の平方根で除した数値）を世帯員単位の所得とみなして算出される。しかし、等価所得の分布データは広く一般に利用できる形では公開されていない。

そこで、ここでは、一般に公開されているデータを用いて簡易に推計するため、以下の方法をとる。

◆仮定（「格差推計モデル（現役世代）」）：

- ・現役世代はすべて給与所得者であり、等価所得の分布は国税庁「民間給与実態統計調査（2024年）」における給与収入の分布に従うとする³。
- ・現役世代はいずれの者も、所得税・住民税で扶養控除等の適用は受けず（基礎控除・給与所得控除・社会保険料控除のみ適用）、社会保障給付は受けていないとする。

◆補正： 上記仮定に基づき現状のジニ係数を算出し、実績値（OECDデータ）との比較に基づき補正係数を設定する。各種制度改正に伴うジニ係数の推計では、補正係数による補正を行う。

¹ 「現役世代」と「高齢者」は、本稿では、OECD Income Distribution Databaseにおける分類に沿って、それぞれ「18～65歳」「65歳超」と定義する。

現役世代と高齢者では、適用される税・社会保険料の制度などが異なるため、制度改正の効果を測定するうえでは、両者を分けて分析する必要がある。

なお、「全世代のジニ係数」も推計する余地はあるが、異なる収入分布の集団を統合したジニ係数の推計は粗いものにならざるを得ず、また、そもそも全世代のジニ係数は国際比較上の価値が乏しいため（高齢化の度合いに左右される）、ここでは省略する。

² 日本の再分配後のジニ係数は、現状では、現役世代・高齢者いずれも、先進国中で米国・イスラエルなどに次いで高く、「格差の大きい」国である。その順位変化や先進国平均との差（「平均程度」「格差の小さい」になるのか等）を示せるようにする。

³ 仮定の詳細は、最も収入の多い階層の最大値を3,000万円、各階層で均等に分布と仮定することなど、財政収支の推計方法（付論1）と同様である。

<推計方法の考え方・留意点>

- ・第一に、「すべて給与所得者」との仮定について、現実の現役世代（7,197万人）には、給与所得者以外に、①非就業者（1,346万人）、②自営業者など（362万人）もいる⁴。しかし、
 - －①のうち扶養を受けている者（専業主婦、学生など）は、等価所得においては、世帯主の収入に準じた収入（二人世帯の場合、世帯主の収入を2の平方根で除した収入）のある者と扱われること、
 - －また、①のうち失業者（失業率は2024年平均で2.5%）、②の自営業者はいずれも数が限られることから、「すべて給与所得者」と仮定しても、極端な乖離は生じないと考えられる。
- ・第二に、とはいえ留意点として、「給与収入の分布」と「等価所得の分布」は乖離する。しかし、表で示すとおり、極端に大きな乖離ではなく、例えば低所得者が過少に評価されるなどの偏りはない。よって、ジニ係数の推計上の影響は限定的と考えられる。
- ・第三に、一般に公開されているデータとして、「民間給与収入実態統計調査」の代わりに、「国民生活基礎調査」の世帯収入を用いることも考えうる。しかし、この場合、例えば表のケース5（夫婦ともに年収1,000万円）では「年収2,000万円の個人」として所得税等を適用することになるなど、制度改革の効果測定上の妥当性が損なわれる。特に現役世代で共働きが一般的であることを考えれば、「民間給与実態統計調査」の給与収入を用いることがより妥当と考えられる。
- ・第四に、「いずれの者も、所得税・住民税で扶養控除等の適用は受けず（基礎控除・給与所得控除・社会保険料控除のみ適用）、社会保障給付は受けていない」とするのは、財政収支の推計（付論1）と同様、本稿では、扶養控除や失業給付・生活保護給付等は検討対象外のためである。これらの制度改革を検討する際は、この点は改良を要する。
- ・なお、以上の仮定に基づき、実際に現状のジニ係数を算出すると、あとで下記4）で示すとおり、再分配前後いずれも、実績値（OECD データ）と極端に大きな乖離はなく、補正係数の設定により対処できる範囲内と考えられる。

表 等価所得と給与収入・世帯収入（例）

	等価所得での扱い（18～65歳）	「民間給与実態統計調査」（個人の給与収入）	「国民生活基礎調査」（世帯収入）
1) 失業中の単身者	「年収0円」	－（考慮されない）	「年収0円」
2) 単身で給与収入400万円	「年収400万円」	「年収400万円」	「年収400万円」

⁴ 数値の出典は付論1と同じ。

3) 給与収入 560 万円、子ども 1 人のシングルマザー	「年収約 400 万円」	「年収 560 万円」	「年収 560 万円」
4) 夫が給与収入 700 万円、妻が専業主婦	「年収約 500 万円」、「年収約 500 万円」の 2 人	「年収 700 万円」	「年収 700 万円」
5) 夫が給与収入 400 万円、妻が給与収入 300 万円の共働き	「年収約 500 万円」、「年収約 500 万円」の 2 人	「年収 400 万円」、「年収 300 万円」の 2 人	「年収 700 万円」
6) 夫が給与収入 1,000 万円、妻が給与収入 1,000 万円の共働き、子ども 2 人	「年収 1,000 万円」、「年収 1,000 万円」の 2 人	「年収 1,000 万円」、「年収 1,000 万円」の 2 人	「年収 2,000 万円」
7) 夫が給与収入 5,000 万円・金融所得 3,000 万円、妻が給与収入 2,000 万円の共働き、子ども 2 人	「年収 5,000 万円」、「年収 5,000 万円」の 2 人	「年収 5,000 万円」、「年収 2,000 万円」の 2 人	「年収 1 億円」

2) 仮定に基づく 2024 年「再分配前のジニ係数」の算出

まず、2024 年の収入分布に基づき、「再分配前（当初所得）のジニ係数」を算出する。「再分配前所得」（＝上記仮定における給与収入）につき、累積所得額、累積相対度数を順次算出してローレンツ曲線を描き、ジニ係数を算出できる。

①累積所得額の算出

階層 1、階層 2 まで、階層 3 までの累積所得は、次のように算出できる。なお、記載の便宜上、以下では例えば階層 1 の構成比 7.7% を「7.7 万人」と示し、累積所得額は億円単位で表記する。

- ・階層 1： $(100 \div 2)$ 万円 \times 7.7 万人 = 385 億円
 - ・階層 2 まで： 385 億円 + $[(100 + 200) \div 2]$ 万円 \times 11.1 万人 = 2,050 億円
 - ・階層 3 まで： $2,050$ 億円 + $[(200 + 300) \div 2]$ 万円 \times 13.2 万人 = 5,350 億円
- 同様にすべての階層につき算出すると、総累積所得額は 47,495 億円となる。

②所得の累積相対度数の算出とローレンツ曲線

所得の累積相対度数は次のようになり、これをつないでローレンツ曲線を描ける。

- ・階層 1 の最大値における累積相対度数： $385 \div 47,495 = 0.008$
- ・階層 2 の最大値における累積相対度数： $2,050 \div 47,495 = 0.043$
- ・階層 3 の最大値における累積相対度数： $5,350 \div 47,495 = 0.113$

...

- ・階層 14 の最大値における累積相対度数： $47,495 \div 47,495 = 1.000$

③ジニ係数の算出

ここで、簡便のため、ローレンツ曲線は各階層内において直線とすると、各階層のローレンツ曲線の下での面積は次のように概算できる。

- ・階層 1 のローレンツ曲線の下での面積： $(0+0.008) \times 7.7\% \div 2 = 0.0003$
- ・階層 2 のローレンツ曲線の下での面積： $(0.008+0.043) \times 11.1\% \div 2 = 0.0028$
- ・階層 3 のローレンツ曲線の下での面積： $(0.043+0.0113) \times 13.2\% \div 2 = 0.0103$

同様にすべての階層につき算出すると、ローレンツ曲線の下での面積は 0.3170 となる。完全平等な場合の直線の下での面積 (=0.5) と比し、ジニ係数は 0.366 になる。

3) 仮定に基づく 2024 年「再分配後のジニ係数」の算出

次に、2024 年の収入分布と制度に基づき「再分配後（可処分所得）のジニ係数」を算出する。

①現行制度に基づく「再分配後所得（可処分所得）」の算出

まず、各階層の最小値・最大値の収入につき、2024 年時点の制度に基づき、所得税・住民税・社会保険料（自己負担分）を差し引いた「再分配後所得（可処分所得）」を算出する。なお、2024 年制度は、原・黒澤・五島（2025）の付論 1 に基づく。

例えば、階層 1 では次のようになる。

- ・階層 1 の最小値 = 0 万円
所得税 0、住民税 0、社会保険料 23 万円 → 再分配後所得 -23 万円⁵
- ・階層 1 の最大値（階層 2 の最小値） = 100 万円
所得税 0、住民税 0、社会保険料 23 万円 → 再分配後所得 77 万円
- ・階層 2 の最大値（階層 3 の最小値） = 200 万円
所得税 3 万円、住民税 6 万円、社会保険料 30 万円 → 再分配後所得 161 万円

②累積所得額の算出からジニ係数と改善度の算出

再分配前の場合と同様、累積所得額を算出する。ここで簡便のため、各階層内では「再分配後所得」は、その最小値と最大値の間で均一に分布（階層 1 では -23~77 万円、階層 2 では 77~161 万円の間で均一に分布）すると仮定する。そのうえで累積相対度数を算出してローレンツ曲線を描き、ジニ係数を概算すると 0.343 になる。

再分配前のジニ係数 0.366 と比し、改善度は 6.4% になる。

⁵ 収入より社会保険料負担が大きいときは、借金をしなければ支払えない状態であり、ここではマイナスの所得として扱う。

4) 仮定に基づく算出結果と実績値の比較

ここで、仮定に基づく算出結果と実績値（OECD の最新データ⁶）を比較し、モデルの有効性を検証すると、次のようになる。

- ・「再分配前（当初所得）のジニ係数」を見比べると、極端に大きな乖離はない（OECD データで 0.397、仮定に基づく算出結果は 0.366 で、乖離率は-7.8%）。
- ・また、「再分配後（可処分所得）のジニ係数」も大きな乖離はない（OECD データで 0.331、仮定に基づく算出結果は 0.343 で、乖離率は+3.5%）。

よって、この仮定に基づく推計は一定程度有効と考えられる。

表

	ジニ係数 (再分配前)	ジニ係数 (再分配後)	負担での再分配による ジニ係数改善率 (再分配前→再分配後)
OECD データ (最新値、 18～65 歳)	(当初所得) 0.397 (総所得) 0.349	(可処分所得) 0.331	(総所得→可処分所得) 5.2%
仮定に基づく算 出値 (2024 年)	(再分配前所得) 0.366 [乖離率:-7.8%]	(再分配後所得) 0.343 [乖離率:+3.5%]	(再分配前所得 →再分配後所得) 6.4%

※総所得＝当初所得＋社会保障給付、可処分所得＝総所得－税・社会保険料

※再分配後所得＝再分配前所得（当初所得）－税・社会保険料

ただし、ここでの留意点は、現役世代の社会保障給付を無視していることである。

- ・OECD データでは、「当初所得」に社会保障給付を加えた「総所得」に対し、租税・社会保険料を課して「可処分所得」を算出する。
- ・これに対し、この仮定では、「再分配前所得（当初所得）」にそのまま租税・社会保険料を課して「再分配後所得」としている。

このため、算出される「再分配後のジニ係数」は、実際のジニ係数ないし OECD データのジニ係数より、高く算出されがちになると考えられる。

5) 仮定に基づくジニ係数改善率の OECD データにおける改善率への変換（補正係数の設定）

上の表の最後の列は、「負担での再分配によるジニ係数改善率」を示している。仮定に基づくジニ係数改善率は、上に述べたように社会保障給付を無視していることから、やはり OECD データに基づくジニ係数改善率より高めになるはずである。

⁶ OECD データベースにおける日本の最新データは 2021 年であるため、これを用いる。

そこで、以下の補正係数を設定し、仮定に基づくジニ係数改善率に掛け合わせて OECD データ上の改善率に変換することとする。

$$\text{補正係数} = 5.2 / 6.4$$

(2024 年制度は、仮定モデル上は 6.4%の改善効果を有するが、OECD データ上は補正係数を掛け合わせて 5.2%の改善効果を有することになる。)

6) 制度改正後の「再分配後のジニ係数」の推計

税や社会保険料の制度改正を行った場合の「再分配後のジニ係数」は、次の手順で推計する。

- ①まず、仮定モデルに基づき、改正後の新たな制度を適用して、3)と同様に「再分配後所得」を算出し、ジニ係数および改善率を算出する。
- ②次に、改善率に5)の補正係数を掛け合わせて、OECD データ上の改善率に変換する。
- ③変換後の改善率を OECD データの「総所得のジニ係数」(0.349)に掛けて、「再分配後(可処分所得)のジニ係数」を推計する。

2、高齢者のジニ係数

1) 推計方法の概略（「格差推計モデル（高齢者）」）

高齢者に係る推計が現役世代より難しいことは、財政収支の推計（付論1）と同様である。

ここでは、一般に公開されているデータを用い、かつ、収入構成につき過度に複雑な場合分けを行うことなく、簡易にジニ係数の推計を行うため、以下の仮定をおく。

◆仮定（「格差推計モデル（高齢者）」）：

- ・等価所得ベースの高齢者は、「タイプ1：公的年金収入のみ」と「タイプ2：公的年金収入と給与収入が半々」が半々とする。
- ・「タイプ1」「タイプ2」の収入はいずれも、厚生労働省「国民生活基礎調査（2024年）」における高齢者世帯収入の分布に従うとする⁷。
- ・高齢者はいずれの者も、所得税・住民税で扶養控除等の適用は受けていない（基礎控除・公的年金等控除・給与所得控除・社会保険料控除のみ適用）とする。

◆補正： 上記仮定に基づき現状のジニ係数を算出し、実績値（OECD データ）との比較に基づき補正係数を設定する。各種制度改正に伴うジニ係数の推計では、補正係数による補正を行う。

<推計方法の考え方・留意点>

- ・第一に、現実の高齢者（3,476万人）には、「国民生活基礎調査」の高齢者世帯（1,721万世帯）の世帯主以外に、高齢者夫婦世帯の妻、子ども世帯と同居する高齢者などが存在する。多くの場合、基礎年金のみを受給するなど、世帯収入の分布とは大きく乖離する⁸。しかし、等価所得においては、こうした高齢者は、世帯主の収入に準じた収入がある者と扱われる。よって、「高齢者＝高齢者世帯（の世帯主）」と捉えても極端な乖離は生じないと考えられる。
- ・第二に、高齢者世帯のうち、「タイプ1：公的年金収入のみ」と「タイプ2：公的年金収入と給与収入が半々」が半々との仮定は、付論1と同様、
 - ①高齢者世帯の4割程度が「年金収入のみ」であること（「ほぼ年金収入のみ」まで含めて概ね半分と捉えられること）、
 - ②高齢者世帯平均で稼働所得（その大半は給与所得）の総所得に占める比率が概ね4分の1であること、に基づく。
- ・第三に、とはいえ留意点として、世帯収入と等価所得は乖離することがある。しかし、表で示すとおり、極端に大きな乖離ではなく、例えば低所得者が過少に評価されるなどの偏りはない。よって、ジニ係数の推計上の影響は限定的と考えられる。

⁷ 最も収入の多い階層の最大値を2,500万円、各階層で均等に分布と仮定することなどは、財政収支の推計方法（付論1）と同様である。

⁸ このため、財政収支の推計（付論1）においては、「国民生活基礎調査」には表れない高齢者を仮定に加えている。

- ・第四に、「国民生活基礎調査」の世帯収入を用いることには、現役世代に関して1で述べたとおり、世帯収入に所得税等を適用することになる弊害がある。しかし、現在の高齢者夫婦世帯の場合、妻は現役時代に専業主婦ないし低収入で基礎年金のみを受給する（所得税・住民税非課税）ケースが比較的多く、したがって、現役世代の場合と比し、世帯収入に所得税等を適用することの弊害は小さい（例えば表のケース3の場合、本来は「収入620万円」のところ「収入700万円」として所得税等を適用する程度の乖離にとどまる。一方、ケース4のように大きく乖離する例は比較的少ない）と考えられる。
- ・第五に、「所得税・住民税で扶養控除等の適用は受けていない（基礎控除・給与所得控除・社会保険料控除のみ適用）」とするのは、財政収支の推計（付論1）と同様、本稿では、扶養控除等は検討対象外のためである。
- ・なお、以上の仮定に基づき、実際に現状のジニ係数を算出すると、あとで下記3）で示すとおり、再分配前後いずれも、実績値（OECD データ）と極端に大きな乖離はなく、補正係数の設定により対処できる範囲内と考えられる。

表 等価所得と世帯収入（例）

	等価所得での扱い（65歳～）	「国民生活基礎調査」（世帯収入）
1) 収入 300 万円の高齢者単身世帯	「年収 300 万円」	「年収 300 万円」
2) 夫が収入 80 万円、妻が収入 60 万円の高齢者夫婦世帯	「年収約 100 万円」、「年収約 100 万円」の 2 人	「年収 140 万円」
3) 夫が収入 620 万円、妻が収入 80 万円の高齢者夫婦世帯	「年収約 500 万円」、「年収約 500 万円」の 2 人	「年収 700 万円」
4) 夫が収入 700 万円、妻が収入 700 万円の高齢者夫婦世帯	「年収約 1,000 万円」、「年収約 1,000 万円」の 2 人	「年収 1,400 万円」
5) 子どもの世帯（収入 900 万円、夫婦+子ども 1 人）と同居する収入 100 万円の高齢者	「年収約 500 万円」	-

2) 仮定に基づく 2024 年のジニ係数の算出

高齢者に関しては、現役世代の場合（社会保障給付を無視）と異なり、「当初所得（再分配前）」、「総所得（社会保障給付後）」、「可処分所得（社会保障給付・負担を合わせた再分配後）」の 3 つのジニ係数を算出する。

①「当初所得のジニ係数」の算出

まず、2024年の収入分布に基づき⁹、「当初所得のジニ係数」を算出する。

仮定における収入階層は、年金収入を含む所得（「総所得」）に応じたものである。一方、「当初所得」は、年金収入は含まず、この仮定のもとでは給与収入を意味する。すなわち、

- ・タイプ1では、収入階層にかかわらずゼロ、
- ・タイプ2では、収入階層に示される収入額の半分、となる。

以上を前提に、現役世代の場合と同様に、階層ごとに累積所得額、累積相対度数を算出して、ローレンツ曲線を描く。ローレンツ曲線は、左半分は底辺に張り付いた状態になり、右半分にタイプ2の累積相対度数が描かれることになる。

例えば、タイプ2の階層1に関しては、

- ・累積所得額 $(25 \div 2)$ 万円 $\times 1.1$ 万人 = 14 億円
(総累積所得額は 15,579 億円)
 - ・累積相対度数 $14 \div 15,579 = 0.0009$
 - ・ローレンツ曲線の下面積 $(0 + 0.009) \times (1.1 \div 2) \% \div 2 = 0.0000$
(ここで、タイプ2の累積相対度数はローレンツ曲線の右半分に描かれるため、ローレンツ曲線上での横幅は $(1.1 \div 2) \%$ となる。)
- すべての階層につき算出すると、ジニ係数は 0.689 になる。

②「総所得のジニ係数」の算出

次に、当初所得に年金収入を加えた「総所得のジニ係数」を算出する。

タイプ1もタイプ2も同じ収入階層に沿って分布しているので、両者を合算してジニ係数を算出できる。これまでと同様の手順で算出すると、ジニ係数は 0.376 になる。

③「可処分所得のジニ係数」(2024年制度下)の算出

さらに、2024年制度に基づき、総所得から所得税・住民税・社会保険料（自己負担分）を差し引き、「可処分所得のジニ係数」を算出する。なお、2024年制度は、原・黒澤・五島（2025）の付論2に基づく。

例えば階層5（総所得 200～250万円）の場合、「可処分所得」は次のようになる。

<階層の最小値（200万円）>

- ・タイプ1： 178万円（所得税1万円、住民税3万円、社会保険料18万円）
- ・タイプ2： 193万円（所得税0万円、住民税0万円、社会保険料7万円）

<階層の最大値（250万円）>

- ・タイプ1： 214万円（所得税3万円、住民税8万円、社会保険料25万円）
- ・タイプ2： 232万円（所得税1万円、住民税3万円、社会保険料14万円）

この結果、階層5の可処分所得は、タイプ1：178～193万円、タイプ2：214～232万

⁹ 「国民生活基礎調査（2024年）」の収入分布データは、正確には2023年データだが、ここでは2024年の収入分布と扱う。

円とずれてしまう。所得階層がずれ、両者を単純に合算してローレンツ曲線を描けないので、タイプ1とタイプ2につき、それぞれジニ係数を算出すると、タイプ1：0.338、タイプ2：0.347となる。ここで、タイプ1とタイプ2を合わせた高齢者全体の「可処分所得のジニ係数」は、両者の平均で0.342程度とする¹⁰。

3) 仮定に基づく算出結果と実績値の比較

以上より、仮定に基づく算出結果と実績値（OECDの最新データ）を比較し、モデルの有効性を検証すると、次のようになる。大きな乖離はなく、この仮定に基づく推計は有効と考えられる。

表

	ジニ係数 (当初所得)	⇒ 社会保障給付 による改善率	ジニ係数 (総所得)	⇒ 負担による 改善率	ジニ係数 (可処分所得)
OECD データ (最新値、65歳～)	0.687	(47.6%)	0.360	(6.4%)	0.337
仮定に基づく算出 値(2024年)	0.689	(45.4%)	0.376	(9.0%)	0.342程度
乖離率	+0.2%		+4.5%		+1.6%

※総所得＝当初所得＋社会保障給付、可処分所得＝総所得－税・社会保険料

4) 補正係数の設定、制度改正後のジニ係数の推計

実績値と大きな乖離はないものの、OECDデータの現状値からの変化を連続的に示すため、以下の補正係数を設定する。

「社会保障給付による改善率」の補正係数： $47.6/45.4$

「負担による改善率」の補正係数： $6.4/9.0$

税・社会保険料・社会保障給付の制度改正を行った場合の「総所得のジニ係数」「可処分所得のジニ係数」は、次の手順で推計する

- ①まず、仮定に基づき、改正後の新たな制度を適用して、2)と同様に「総所得」「可処分所得」を算出し、「社会保障給付による改善率」「負担による改善率」を算出する。
- ②次に、「社会保障給付による改善率」「負担による改善率」にそれぞれ上記の補正係数を掛け合わせて、OECDデータ上の改善率に変換する。
- ③変換後の改善率をOECDデータの「当初所得のジニ係数」(0.687)、「総所得のジニ係数」(0.360)にそれぞれ掛けて、「総所得のジニ係数」「可処分所得のジニ係数」を推計する。

¹⁰ 二つの異なるグループを合わせたジニ係数は、両者のジニ係数の平均になるわけではないが、ここでは、簡便のため平均値が全体のジニ係数と扱う。

参考文献

- ・岩田規久男 (2021) 『「日本型格差社会」からの脱却』、光文社
- ・鈴木亘 (2025) 『入門 社会保障の経済学』、新世社
- ・制度・規制改革学会有志 (2025) 『意見書「給付付き税額控除と社会保険料負担軽減」』
- ・田中秀明 (2023) 『「新しい国民皆保険」構想』、慶應義塾大学出版会
- ・森信茂樹 (2008) 『給付付き税額控除』、中央経済グループパブリッシング
- ・八田 達夫 (2025) 『日本の貧困率と社会保障財源』、日本学士院紀要 2025 年 80 巻 1 号
- ・原英史 (2025) 『「178 万円」めぐる国民民主党案 6 つの問題』、月刊正論 2025 年 3 月号、『「ゲンゼイ真理教」の教義を検証する』、月刊正論 2025 年 5 月号
- ・原英史 (2026) 『消費税減税競争に異議あり！いま必要なのは中所得層の所得税アップと社会保険料負担の削減だ』、JBPress (2026 年 2 月 1 日)
- ・原英史・黒澤善行・五島知佳 (2025) 『日本の税・保険料負担による再分配構造の包括的分析』、アジア成長研究所ディスカッションペーパー
- ・原英史・五島知佳 (2025) 『税制改正などによる格差是正効果と財政への影響の推計手法』、アジア成長研究所ディスカッションペーパー
- ・八代尚宏 (2013) 『社会保障を立て直す』、日本経済新聞社

- ・ OECD “Average annual wages”, <https://www.oecd.org/en/data/indicators/average-annual-wages.html> (2026 年 1 月閲覧)
- ・ OECD “Global Revenue Statistics Database”, <https://www.oecd.org/en/data/datasets/global-revenue-statistics-database.html> (2026 年 1 月閲覧)
- ・ OECD “Income Distribution Database”, <https://www.oecd.org/en/data/datasets/income-and-wealth-distribution-database.html> (2026 年 1 月閲覧)
- ・ OECD “Taxing Wages 2025”
- ・ Saezu, E. and G. Zucman (2019) “The Triumph of Injustice”, W.W. Norton & Company (邦訳：エマニュエル・サムズ、ガブリエル・ズックマン (2020) 『つくられた格差』山田美明訳、光文社)

参考文献

- ・ 岩田規久男 (2021) 『「日本型格差社会」からの脱却』、光文社
- ・ 鈴木亘 (2025) 『入門 社会保障の経済学』、新世社
- ・ 制度・規制改革学会有志 (2025) 『意見書「給付付き税額控除と社会保険料負担軽減」』
- ・ 田中秀明 (2023) 『「新しい国民皆保険」構想』、慶應義塾大学出版会
- ・ 森信茂樹 (2008) 『給付付き税額控除』、中央経済グループパブリッシング
- ・ 八田 達夫 (2025) 『日本の貧困率と社会保障財源』、日本学士院紀要 2025 年 80 巻 1 号
- ・ 原英史 (2025) 『「178 万円」めぐる国民民主党案 6 つの問題』、月刊正論 2025 年 3 月号、『「ゲンゼイ真理教」の教義を検証する』、月刊正論 2025 年 5 月号
- ・ 原英史 (2026) 『消費税減税競争に異議あり！いま必要なのは中所得層の所得税アップと社会保険料負担の削減だ』、JBPress (2026 年 2 月 1 日)
- ・ 原英史・黒澤善行・五島知佳 (2025) 『日本の税・保険料負担による再分配構造の包括的分析』、アジア成長研究所ワーキングペーパー
- ・ 原英史・五島知佳 (2025) 『税制改正などによる格差是正効果と財政への影響の推計手法』、アジア成長研究所ワーキングペーパー
- ・ 原英史・五島知佳 (2026) 『給付付き税額控除を核とした応急的な再分配制度改革の提案』、制度・規制改革学会研究発表会提出論文
- ・ 八代尚宏 (2013) 『社会保障を立て直す』、日本経済新聞社

- ・ OECD (2026a) “Average annual wages”,
<https://www.oecd.org/en/data/indicators/average-annual-wages.html> (2026 年 1 月閲覧)
- ・ OECD(2026b) “Global Revenue Statistics Database”,
<https://www.oecd.org/en/data/datasets/global-revenue-statistics-database.html> (2026 年 1 月閲覧)
- ・ OECD(2026c) “Income Distribution Database”,
<https://www.oecd.org/en/data/datasets/income-and-wealth-distribution-database.html>
(2026 年 1 月閲覧)
- ・ OECD(2025) “Taxing Wages 2025”
- ・ Saezu, E. and G. Zucman (2019) “The Triumph of Injustice”, W.W. Norton & Company
(邦訳：エマニュエル・サムズ、ガブリエル・ズックマン (2020) 『つくられた格差』
山田美明訳、光文社)